

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</p> <p>(1) ~ (25) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. ~ 4. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</p> <p>(1) ~ (25) (現行どおり)</p> <p><u>(26) クレジットカード業</u></p> <p><u>(27) 労働者派遣事業</u></p> <p><u>(28) 有料職業紹介事業</u></p> <p><u>(29) 旅行業</u></p> <p>2. ~ 4. (現行どおり)</p> <p><u>(機関の設置)</u></p> <p>第4条 <u>当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p>
第2章 株式及び端株	第2章 株式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は <u>1,892,000 株</u> とする。</p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は <u>5,365,456 株</u> とする。</p>
(自己株式の取得)	(削除)
<p>第6条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。</p>	
(新設)	
(株式取扱規程)	(株券の発行)
<p>第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株原簿への記載又は記録、端株の買取、その他株式及び端株に関する手続きとその手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>第7条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p>
(名義書換代理人)	(株主名簿管理人)
<p>第8条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p>	<p>第9条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p>
<p><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) 端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券の喪失登録、届出の受理、端株の買取請求の取扱等、株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	(削除)
(基準日)	(削除)
<p>第9条 当社は、毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において、権利を行使すべき株主とみなす。</p>	(削除)
<p><u>前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(決議の要件)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当社に取締役15名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>__取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>__取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条 <u>当社は、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第11条 <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(招集時期)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集地)</p> <p>第13条 <u>株主総会は東京都区内において招集する。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の要件)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社に取締役10名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 (削除)</p> <p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>__取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を定める。 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を選定する。 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会) 第19条 (条文省略) (条文省略) (新設)</p>	<p>(取締役会) 第21条 (現行どおり) (現行どおり)</p>
<p>— (条文省略) (責任免除)</p>	<p>— (現行どおり) (責任免除)</p>
<p>第20条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(社外取締役と責任限定契約)</p> <p>第21条 <u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は同条第19項各号の金額の合計額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第22条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>第22条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第21条 <u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は同条第19項各号の金額の合計額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第22条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第23条 (条文省略) (選任) 第24条 (条文省略) 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第23条 (現行どおり) (選任) 第24条 (現行どおり) 監査役の選任は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (条文省略) (常勤監査役) 第26条 監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。 (監査役会) 第27条 (条文省略) (条文省略)</p>	<p>(任期) 第25条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (現行どおり) (常勤監査役) 第26条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u> (監査役会) 第27条 (現行どおり) (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(責任免除)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(責任免除)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(報酬)</p> <p>第 29 条 <u>監査役</u>の報酬は、<u>株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第 30 条 当社の<u>営業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 29 条 当社の<u>事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。</u></p>
<p>(利益配当)</p> <p>第 31 条 <u>利益配当は、毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び毎決算期最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 30 条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p><u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 32 条 <u>取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 33 条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 31 条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 32 条 <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>